議案第144号

上越市下水道条例の一部改正について

上越市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例(昭和63年上越市条例第31号)の一部を次のように改正する。 第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域 に新たに設置する接続ます及び当該処理区域の管渠に新たに接続しようとする接続ます は、使用者となる者が設置するものとする。

附則に次の2項を加える。

(農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域に関する特例)

- 5 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域において農業集落排水事業 に係る処理区域から公共下水道事業に係る処理区域に編入し、公共下水道事業の供用を開 始する日(以下「編入日」という。)前に上越市農業集落排水条例(平成8年上越市条例 第50号)の規定に基づき行われた手続について、この条例に基づく手続があったものと みなす。
- 6 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域における使用料は、編入日から最初の検針日までは、上越市農業集落排水条例の使用料の規定による。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。